十条地区防災計画(案)

令和7年3月

十条地区防災会議

【計画策定団体】

十条地区町会連合会	
上十条2丁目町会	十条仲原一丁目町会
上十条三丁目町会	十条仲原2・4丁目町会
上十条四丁目町会	十条仲原3丁目町会
上十条五丁目町会	
地域団体等	
王子消防団第六分団	民生委員・児童委員
青少年十条地区委員会	十条銀座商店街振興組合
赤十字奉仕団十条分団	十条高齢者あんしんセンター

【事務局】

北区危機管理室地域防災担当課

北区地域振興部地域振興課十条地域振興室

NPO法人環境防災総合政策研究機構

【策定•更新履歴】

年月	内容
令和7年3月	十条地区防災計画策定

目次

1.	基本的な考え方	1
	(1)計画の目的(2)計画の位置付け(3)計画の対象範囲	1
2.	十条地区の特性	2
	(1) 人口構成(2) 地理的特性(3) 地震発生の履歴(4) 想定災害(5) 液状化危険度(6) 地域危険度(6) 地域危険度(7)	3 6 7
3.	地震発生時における避難方法	. 11
	(1)避難に関する考え方(2)用語の確認(3)避難経路(推奨ルート)の検討	12
4.	地震発生時における地域の活動	. 15
	(1) 十条地区の活動体制 (2) 地区本部 (3) 避難所 (4) 自主防災組織	16 18
5.	地震発生時のタイムライン	. 23
6.	防災環境図	. 25
7.	平常時における地域の活動	. 33
	(1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み(2) 平常時に行う防災活動の計画	33 34
8.	別表 地区本部・避難所活動体制表	. 37
9.	参考資料	
	(参考資料) 被害状況報告書	42 43

1. 基本的な考え方

(1) 計画の目的

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、北区はもとより、 消防や警察などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、 力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。発災時には、地域コミュニティによ る「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たします。

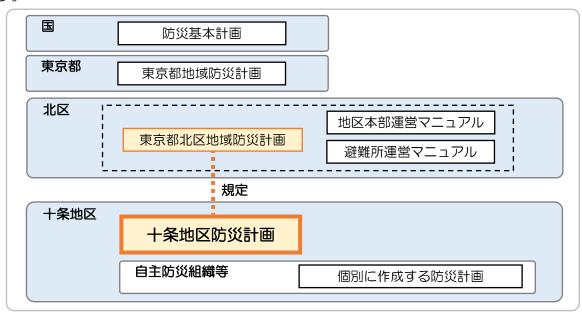
そこで、十条地区では、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「共助」を確実に実行するため、「十条地区防災計画」を策定しました。

今後、本計画を十条地区の防災に関する行動計画とし、計画に基づいた防災活動を継続的に実施・検証を行い、地域の防災力を高めていきます。

(2) 計画の位置付け

平成 25 年の災害対策基本法の改正によって創設された「地区防災計画制度」により、 地域の住民等が共同して行う防災活動等を定めた「地区防災計画」の素案を作成し、自 治体の防災会議に対し、当該計画を地域防災計画に定めるよう提案することができるよ うになりました。

今後、十条地区と北区がより一層連携して防災活動を実施することができるよう、本計画を十条地区における「地区防災計画」として、「東京都北区地域防災計画」に規定します。



(3) 計画の対象範囲

対象とする災害	地震
対象とする範囲	十条地区(十条台2丁目、十条仲原1~4丁目、上十条2~5丁目)

2. 十条地区の特性

(1)人口構成

令和2年国勢調査によると、十条地区における年齢3区分別人口(年少(15歳未満)人口、生産年齢(15~64歳)人口、高齢者(65歳以上)人口)の割合は、十条台2丁目の年少人口割合や、十条仲原1丁目および十条仲原4丁目の高齢者人口割合の高さが特徴的であるものの、地区全体としては、北区全域と概ね同程度となっています。

また、令和2年国勢調査による東京都の昼間人口によると、昼夜間人口比率(夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率)は、十条台2丁目および上十条2丁目を除いて 100 を下回っており、地区全体としては、昼間人口より夜間人口の方が多い状況です。

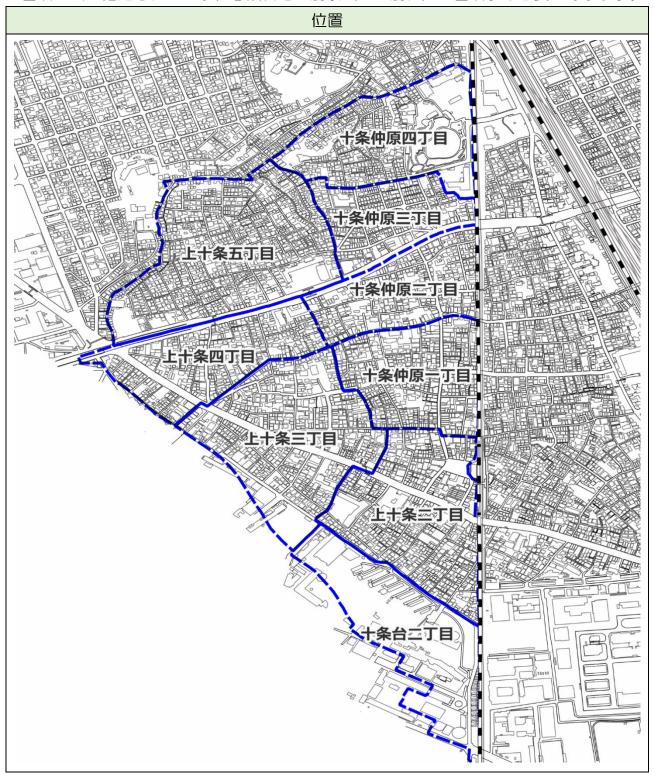
町丁目名	世帯数	人口(人)	年少	生産年齢	高齢者	後期高齢者	昼間人口	昼夜間
m) 1 E4	(世帯)	XU(X)	人口割合	人口割合	人口割合	人口割合	(人)	人口比率
十条台2丁目	143	417	25.9%	67.9%	6.2%	5.5%	628	150.6
十条仲原1丁目	1,080	1,838	6.2%	63.8%	30.0%	15.4%	1,733	94.3
十条仲原2丁目	791	1,372	7.0%	68.4%	24.6%	13.6%	963	70.2
十条仲原3丁目	744	1,428	9.8%	64.6%	25.6%	14.7%	903	63.2
十条仲原4丁目	650	1,324	9.6%	60.5%	29.9%	15.8%	969	73.2
上十条2丁目	1,200	1,956	5.1%	65.9%	29.0%	14.3%	2,724	139.3
上十条3丁目	1,665	2,632	6.4%	70.3%	23.3%	11.9%	1,938	73.6
上十条4丁目	1,310	2,268	10.0%	67.4%	22.6%	12.5%	1,273	56.1
上十条5丁目	1,581	2,970	8.6%	62.9%	28.5%	15.7%	1,960	66.0
十条地区計	9,164	16,205	8.2%	65.7%	26.0%	13.9%	13,091	80.8
北区計	189,700	355,213	10.3%	65.0%	24.7%	13.3%	332,018	93.5

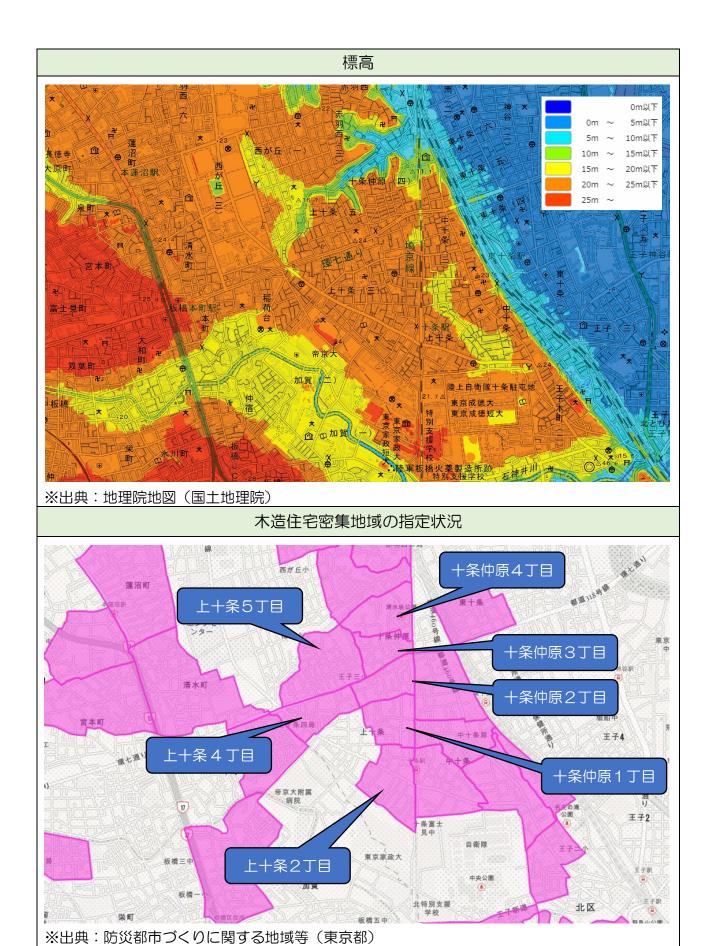
※出典:令和2年国勢調査(総務省)・令和2年国勢調査による東京都の昼間人口(東京都) ※人口割合は年齢「不詳」の者を除いて算出している。また、小数第2位を四捨五入し、小数第 1位まで表示している。

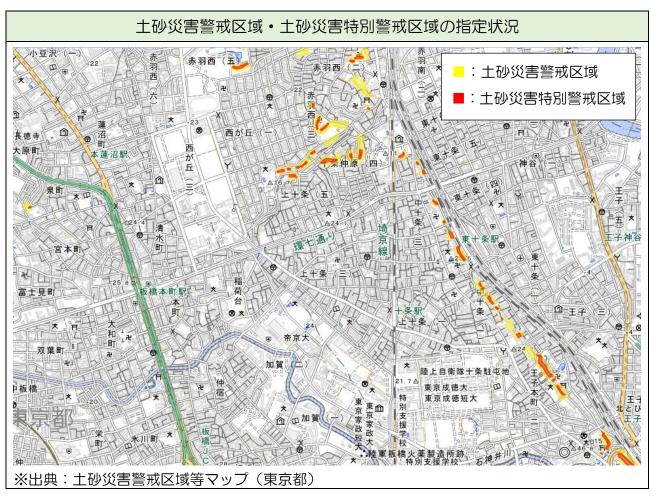
(2) 地理的特性

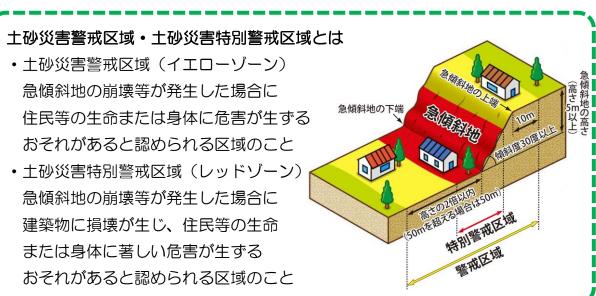
十条地区は、北区の中央西部、高台に位置しており、河川の氾濫等による水害のリスクは低いものの、木造住宅が密集し、震災時の危険度が高い地区です。十条台2丁目および上十条3丁目を除き、木造住宅密集地域(震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している地域)に指定されています。

また、地区の一部(赤羽西地区との境界周辺)が、土砂災害警戒区域・土砂災害特別 警戒区域に指定されており、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)に警戒する必要があります。









(3) 地震発生の履歴

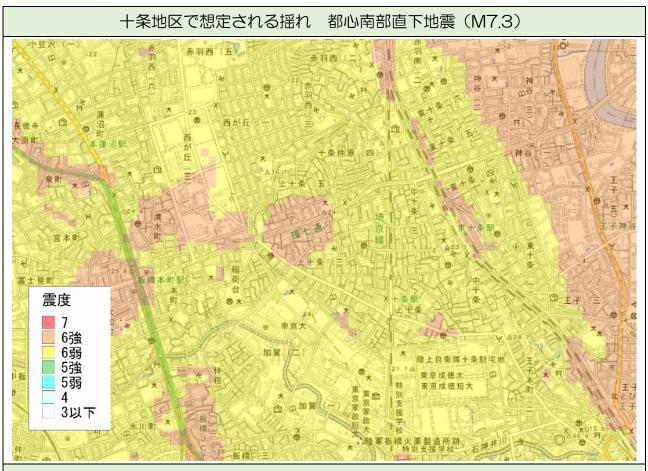
過去 20 年で、北区において震度4以上を観測した地震は以下のとおりです。震度4 を 11 回、震度5弱を1回(東日本大震災)観測しています。

発生日	発生時刻	震央地名	深さ	М	北区の震度
2005年7月23日	16:34:56	千葉県北西部	73 km	6.0	震度4
2011年3月11日	14:46:18	三陸沖(東日本大震災)	24 km	9.0	震度5弱
2011年4月16日	11:19:31	茨城県南部	79 km	5.9	震度4
2012年11月24日	17:59:47	東京湾	72 km	4.8	震度4
2012年12月7日	17:18:30	三陸沖	49 km	7.3	震度4
2014年5月5日	5:18:25	伊豆大島近海	156 km	6.0	震度4
2015年5月25日	14:28:10	埼玉県北部	56 km	5.5	震度4
2015年5月30日	20:23:02	小笠原諸島西方沖	682 km	8.1	震度4
2015年9月12日	5:49:07	東京湾	57 km	5.2	震度4
2021年2月13日	23:07:50	福島県沖	55 km	7.3	震度4
2021年10月7日	22:41:23	千葉県北西部	75 km	5.9	震度4
2022年3月16日	23:36:32	福島県沖	57 km	7.4	震度4

※出典:震度データベース検索(気象庁)

(4) 想定災害

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)」において、地震発生時の震度分布や被害の想定を公表しています。当該報告では、都心南部直下地震が生じた際、十条台2丁目、十条仲原2丁目、上十条2~5丁目の一部で震度6強が想定されており、その他の地域で震度6弱の揺れが想定されています。



北区全域で想定される被害 都心南部直下地震(M7.3)

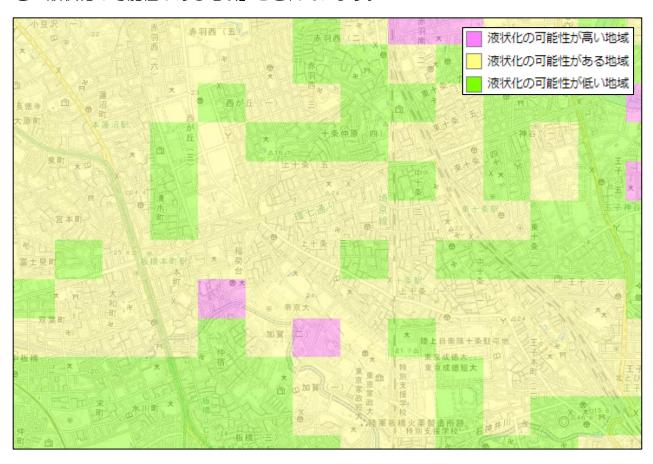
北区全域の被害想定は冬の夕方、風速 8m/秒を想定した場合、下表のとおりです

建物全壊	3,222 棟
建物焼失 (倒壊建物を含まない)	541 棟
死者	149人
負傷者	2,437 人
避難者	86,748 人

(5) 液状化危険度

東京都は「東京の液状化予測図(令和5年度改訂版)」において、250m四方のメッシュ単位で、液状化現象の発生リスクの目安を示しています。

メッシュ単位の判定結果ではありますが、十条台2丁目には「液状化の可能性が高い地域」があり、その他の地域については、十条仲原4丁目および上十条2丁目周辺を除き「液状化の可能性がある地域」とされています。



液状化現象とは

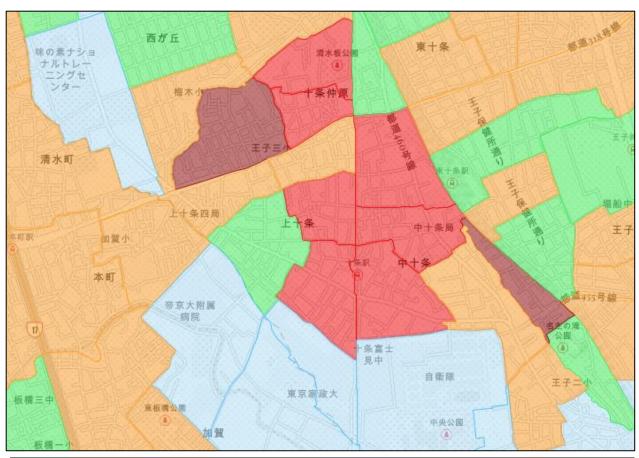
液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が 液体状になる現象のことです。

液状化が生じると、地上の建物や道路などが 沈下したり傾いたりするだけでなく、電柱の 転倒による停電、水道管の浮き上がりによる 断水等ライフラインへの影響も懸念されます。



(6) 地域危険度

東京都は「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)」において、町丁目ごとの地震に関する危険性を、4つの指標(建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数、総合危険度)で示しています。当該報告書では、上十条5丁目の総合的な危険度が高く、地区全体としては、十条台2丁目を除き、火災の危険度が高いとされています。



町丁目	建物倒壊危険度ランク	火災危険度 ランク	災害時活動 困難係数	総合危険度 ランク
十条台2丁目	1	1	0.10	1
十条仲原1丁目	3	4	0.21	4
十条仲原2丁目	3	3	0.18	3
十条仲原3丁目	3	4	0.20	4
十条仲原4丁目	3	3	0.35	4
上十条2丁目	3	4	0.20	4
上十条3丁目	3	3	0.16	2
上十条4丁目	3	3	0.14	3
上十条5丁目	3	5	0.36	5

①建物倒壊危険度 : 地震の揺れによって建物が壊れる危険性の度合いを測定したもの

②火災危険度 : 地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける

危険性の度合いを測定したもの

③災害時活動困難係数 : 道路基盤の整備状況に応じた災害時の活動の困難さを測定したもの

④総合危険度 : ①~③を1つの指標にまとめたもの

※危険度(ランク)は、1~5で評価されており、値が大きいほど危険性が高いことを示す

※災害時活動困難係数は、値が大きいほど災害時の活動が困難であることを示す

十条地区のまちづくり

北区では、平成 17 年度策定(平成 23 年改定)の「十条地区まちづくり基本構想」で目指すまちの将来像である「にぎわいとやすらぎを奏でるまち」の実現のため、住宅市街地総合整備事業等の十条地区のまちづくりに係る様々な事業を実施しています。



感震ブレーカーの設置促進・家具転倒防止器具等の取り付け支援

北区では、区内の不燃化特区に指定されている地域(十条地区内であれば「十条駅周辺地区」)で木造住宅にお住まいの方を対象に、簡易型の感震ブレーカーを配付しています。

また、避難行動要支援者名簿に登録されている方か、または 65 歳以上のみで構成される世帯(単身含む)の方で、簡易型の感震ブレーカーや家具の転倒防止器具の設置を希望する世帯に対して、取り付け支援を行っています(感震ブレーカーは前述の区からの配付を受けるか、ご自身で用意いただく必要があります。転倒防止器具についても、ご自身で用意いただく必要があります。)。

(令和7年3月時点)

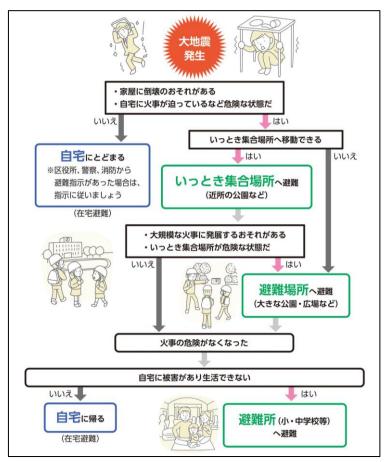
3. 地震発生時における避難方法

(1) 避難に関する考え方

災害の規模や状況によっては、避難の仕方を変えざるを得ない場合がありますが、避 難に関する基本的な考え方は次のとおりです。

地震発生後、家屋の倒壊や火災等の危険があり、自宅にとどまることができない場合、

- ①~⑤の手順で避難を行います。なお、発災後の防災活動を担う自主防災組織の役員等は、周辺の安全を確認したうえで、後述する地区本部や避難所、各自主防災組織の活動拠点等に参集し、活動を開始します。
- ①事前に定めた「いっとき集合場所」に集合する。
- ②「いっとき集合場所」では、近隣居住者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。 この結果、周辺の安全等が確認できたときは、自宅等の安全を確認し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。
- ③「いっとき集合場所」における周辺の安全確認の結果、火災等の危険があるときは、自主防災組織を中心とした集団を形成し、「避難場所」へ集団避難する。
- ④「避難場所」では、集団移動者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。
- ⑤「避難場所」における周辺の安全確認の結果、危険がなくなったときは、自宅等の安全確認を実施し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。



(2) 用語の確認



集いっとき集合場所

近隣居住者の安否確認、周辺の安全確認を行う一時的な集合場所です。自主防災組織と北区が、警察署及び消防署と事前に協議して場所を定めています。

自主防災組織(町会・自治会)名	いっとき集合場所	所在地
上十条四丁目町会	北ノ台スポーツ多目的 広場	上十条 5-14-2
上十条五丁目町会	王子第三小学校	上十条 5-2-3
十条仲原一丁目町会	雪峰院前路上	上十条 3-25
十条仲原2・4丁目町会	王子第三小学校	上十条 5-2-3

九

企 避難場所

火災が迫り、自宅やいっとき集合場所等にいることが危険な場合に避難する場所です。 公園や広場など、大きく開けた場所を東京都が指定しています。

- 〇東京家政大学・加賀中学校一帯
- 〇清水坂公園一帯
- ○桐ケ丘・赤羽台・西が丘地区

[重要]

必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。火災とは反対方向に ある避難場所に避難しましょう。

企 避難所

家屋倒壊などにより、自宅では生活できなくなった人が一定期間生活する場所です。 また、情報提供や飲食料の配給など、地域の支援活動の拠点にもなります。

自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を 開設・運営します。

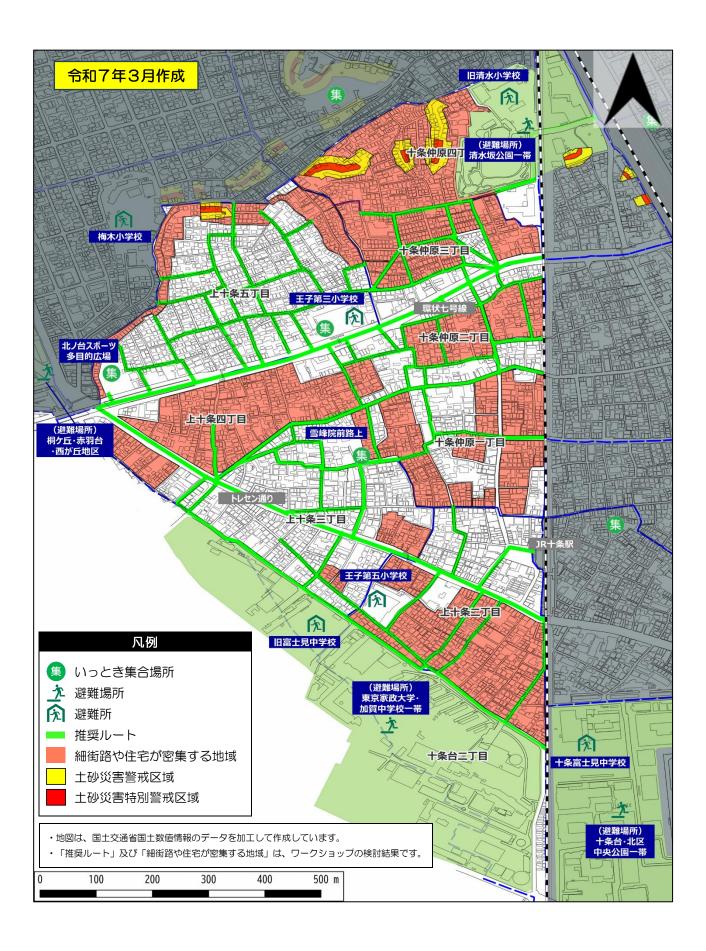
- 〇旧富士見中学校(上十条3-1-25)
- 〇王子第五小学校(上十条 2-18-17)
- 〇王子第三小学校(上十条 5-2-3)

[重要]

必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。発災時には避難所を 任意で選択し、避難先とすることができます。

(3) 避難経路(推奨ルート)の検討

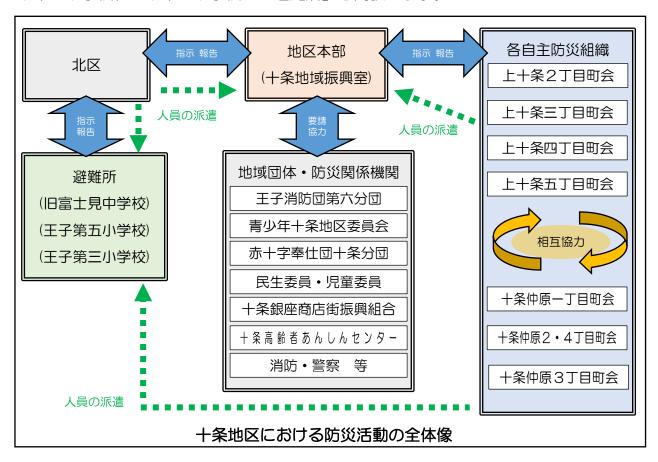
避難場所等へ円滑に避難するにあたっては、安全な避難経路を把握しておく必要があります。地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、避難時に進入しないことが望まれる地域(細街路や住宅が密集する地域)と、発災時において安全な通行が見込まれる道路(推奨ルート)の検討を行い、地図に示しました。



4. 地震発生時における地域の活動

(1) 十条地区の活動体制

地震発生後は、自主防災組織や北区、地域団体、防災関係機関等が協力して災害対応にあたることになります。なお、北区で震度5弱以上の地震が発生した場合、防災活動の拠点として十条地域振興室に「地区本部」を設置するとともに、旧富士見中学校、王子第五小学校、王子第三小学校に「避難所」を開設します。



地区防災会議とは

自主防災組織で構成される合議体であり、地域全体の安全を確保するために、連合会を単位として 19 地区で設置されています。

(2) 地区本部

地区防災会議は、地区内の被害状況等の集約及び北区等への報告、自主防災組織同士の連携(指示や連絡・調整)を行う地域の拠点として、地区本部を開設・運営します。

ア 開設に関する考え方

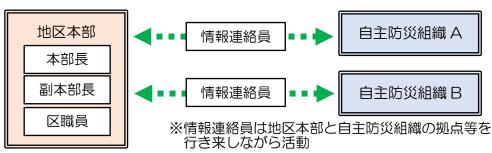
北区で震度5弱以上の地震が発生したとき、地区本部の開設に向けた活動を開始します。

イ 設置する場所

地区本部は、十条地域振興室に設置します。

ウ 開設・運営を担う人員

発災後、地区防災会議の中で定めた「地区本部委員」が十条地域振興室に参集し、 区職員とともに開設・運営を行います。開設後、地区本部委員のうち本部長・副本 部長は、十条地域振興室で地区本部の運営に従事し、情報連絡員は、地区本部と自 主防災組織の拠点等を行き来しながら情報収集や連絡・調整を行います。



役職		主な役割
	本部長	・地区本部活動のとりまとめ
地		・北区や防災関係機関等への対応
	 副本部長	・本部長の補佐
本	副本即及	・本部長不在時における本部長の代行
部		・地区本部と自主防災組織との連絡・調整
委		・地域の被害状況や、自主防災組織からの応援要請等を
女	情報連絡員	地区本部に報告・打診
共		・地区本部から受けた指示や、提供された情報を
		自主防災組織に伝達
区職員		・休日・夜間における施設の開錠
		・地区本部の活動支援

※地区本部委員は、後掲する活動体制表に定めます。

エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、十条地域振興室が施錠されています。この際は、参 集した区職員が開錠を行います。

オ 主な活動内容

地区本部における主な活動内容は以下のとおりです。

項目	内容
施設の開錠・	・区職員が参集、施設を開錠し、本部として使用できるよう準備を
開設準備	実施(建物の安全確認、ライフライン・情報通信機器の使用可否
	の確認等を含む)
地区本部の	・地区本部委員が参集、地区本部を立ち上げ
開設	• 地区本部の開設を北区に報告
自主防災組	・北区や防災関係機関等から得た情報を、情報連絡員を介して各自
織への連絡・	主防災組織に伝達
調整	・被害を最小限にとどめるため、必要に応じて自主防災組織に対す
	る指示を実施
	・被害状況や応援要請を勘案し、自主防災組織間で応援体制をとれ
	るよう調整を実施
被害状況等	•各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまと
の集約	めを実施
	・とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有
地区本部会	・自主防災組織間の情報共有や相互応援、北区からの情報伝達等の
議の開催	ため、必要に応じて会議を開催(地区本部会議で決定した内容は
	情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達)

カ 閉鎖に関する考え方

避難所の避難者数や地域における住宅・ライフラインの復旧状況等を踏まえ、北区 と協議のうえ地区本部を閉鎖します。

キ 北区の連絡窓口

北区に地区本部の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対地域振興部が連絡窓口です。※連絡先は、後掲する連絡先一覧のとおりです。

(3) 避難所

自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を 開設・運営します。

ア 避難所の割当て

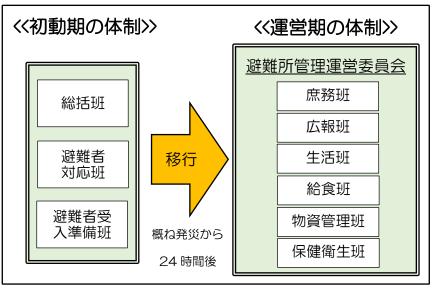
自主防災組織(町会・自治会)名	開設•運営担当避難所	所在地	
上十条三丁目町会	 旧富士見中学校	上十条 3-1-25	
上十条四丁目町会	1 旧亩工兄中子仪	工工来 3-1-25	
上十条2丁目町会	 王子第五小学校	上十条 2-18-17	
十条仲原一丁目町会	工工场工小子仪		
上十条五丁目町会			
十条仲原2・4丁目町会	王子第三小学校	上十条 5-2-3	
十条仲原3丁目町会			

イ 開設・運営体制

発災直後の初動期においては、自主防災組織、区職員(参集職員)、施設管理者(学校職員等)、避難者等が協力し、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。 なお、円滑に避難所を開設するため、活動の中心的な役割を担う人員として、あらかじめ地域の中で「避難所初動要員」を定めます。

また、自主防災組織は、避難所初動要員のほか、地域の防災活動(初期消火や救出・救護活動など)の状況を踏まえ、適宜、人員を避難所に派遣します。なお、地域の防災活動が落ち着き、避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行します。





- ※発災直後に避難所初動要員が避難所に参集できるとは限りません。自主防災組織は、可能な限り早期に追加の人員を避難所に派遣しましょう。なお、人手が足りない場合など、避難所の開設・運営にあたっては、積極的に避難者等からの協力を募りましょう。
- ※避難所初動要員および避難所管理運営委員会の人員は、後掲する活動体制表に定めます。

ウ 開設に関する考え方

北区で震度5弱以上の地震が発生したとき、避難所の開設に向けた活動を開始します。なお、発災直後から開設の準備を進めますが、発災後、一定程度の時間(3時間程度)が経った時点で避難者が避難所に来ていない場合には、避難所を開設する必要はありません。

エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、避難所の鍵を開錠する必要があります。この際は、 避難所に参集した区職員あるいは自主防災組織の鍵受託者が、校門等の開錠を行い ます。

※旧富士見中学校を除き、避難所の鍵は、十条地域振興室にも保管されています。

オー初動期の活動

発災後、自主防災組織は避難所初動要員を中心に避難所に参集し、区職員、施設管理者、避難者等と協力して、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。 これらの活動は、「総括班」「避難者対応班」「避難者受入準備班」の三班に分かれたうえで、避難所に保管されている「避難所開設キット」内のアクションカードに沿って行います。アクションカードには、避難所に到着してから避難者を施設内に受け入れるまでの手順が示されています。

班名	主な役割
%公+ ∓ I.IT	・避難所の開設作業のとりまとめ
総括班 	・北区や防災関係機関との連絡調整
冲描字动应证	・避難所に集まった避難者への待機指示や情報提供
避難者対応班 	• 開設準備完了後の受付業務
冲燃老巫飞 淮/共III	・施設の安全確認
避難者受入準備班 	• 避難者を受け入れるための準備作業

避難所開設キットについて

避難所の知識のない人でも効率的に避難所開設を進められるよう、作業手順を示した「アクションカード」や、施設の図面、資機材の操作マニュアル等をまとめて格納した避難所開設キットを各避難所に配備しています。



カ 避難所の運営

避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行し、本格的な避難所の運営を開始します。

※避難所管理運営委員会では、円滑に避難所運営を行うため、初動期の体制から役割分担を再編し、下表の班分けで活動を行います。

班名	主な役割
庶務班	• 避難所管理運営委員会の庶務 ・各班の活動調整
広報班	・情報の整理・管理 ・避難者に対する情報提供 ・避難者名簿の整理 ・避難者の受付、尋ね人への対応
生活班	・生活ルールの管理 ・避難所生活に係る相談対応 ・防犯活動
給食班	・炊き出し等の給食活動 ・食料の配布 ・栄養管理
物資管理班	・避難所備蓄品の管理 ・救援物資の受入・管理
保健衛生班	・要配慮者の支援 ・医療救護活動の支援 ・ペットの管理

キ 避難所の縮小、閉鎖、統合に関する考え方

発災後、時間の経過とともに住宅やライフラインの復旧が進み、避難所で生活する 避難者は、少なくなっていくと考えられます。また、教育活動の再開等のため、避 難者数の減少とあわせて、順次、避難所としての施設の利用範囲を縮小させていく 必要があります。避難者が少なくなってきたら、避難所管理運営委員会と北区で協 議し、使用範囲の縮小や閉鎖、他の避難所との統合を行います。

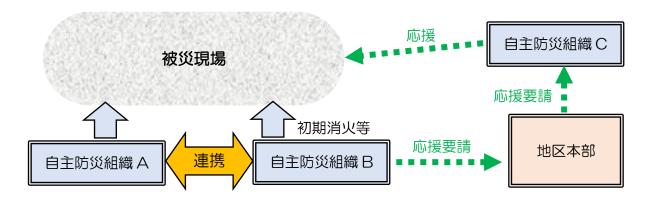
ク 北区の連絡窓口

北区に避難所の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対教育振興部が連絡窓口です。※連絡先は、後掲する連絡先一覧のとおりです。

(4) 自主防災組織

発災後、自主防災組織は、自主的に初期消火等の応急活動を実施します。

被害が広範囲に及ぶなど、状況によっては単独の自主防災組織のみで対応するのではなく、複数の自主防災組織による連携や助け合いが必要となることも予想されます。応援が必要となった際は、近隣の自主防災組織に声をかける、情報連絡員を通じて地区本部に応援要請を行うなどし、人員や資機材を確保したうえで、対応にあたります。



ア 初期消火・出火防止

- 火災が発生した場合は、軽可搬消防ポンプ等を活用し、初期消火活動を行います。
- ・消火活動は火災の拡大防止を主眼に行い、消防団員や消防隊が到着した後は、その 指示に従います。
- ・消防団、消防署等と連携し、地域住民に対して出火防止を呼びかけるとともに、出 火警戒に努めます。

イ 救出・救護活動

・ 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送を 実施します。

ウ 避難誘導・避難所運営

- ・いっとき集合場所から避難場所への集団避難を先導し、安全に住民を避難場所に誘導します。
- ・いっとき集合場所、避難場所において、周辺の安全確認を行い、安全が確認できた際は、避難者に自宅あるいは避難所へ移動するよう促します。
- ・北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

工 情報収集・伝達

- ・地域内の巡回を行うなどし、地域の被害状況等の情報を収集します。収集した情報は、情報連絡員を通じて地区本部に報告します。
 - ※被害状況の報告には、必要に応じて後掲する「被害状況報告書」を使用します。
- ・地区本部等から得た情報を、掲示板などを用い地域住民に伝達します。 (あわせて災害防止広報を行います(出火・流言の防止、町内の情報の広報等)。)

オ 地区の見守り・秩序の維持

- ・避難行動要支援者名簿登録者について、名簿を基に安否確認を行うとともに、避難 誘導や救出・救護を行います。
 - ※避難所へ避難行動要支援者の避難状況を確認し、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認を行います。

避難行動要支援者名簿登録者について

北区では、災害が発生した時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」とし、災害時の避難支援の基礎データとなる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。なお、名簿に登録する際、名簿情報を平常時から避難支援等関係者(警察署、消防署、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター)へ提供することへの意向を確認しています。

「避難行動要支援者名簿」には、2種類の名簿があります。

- ・【平常時】の名簿
 - 名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方のみが掲載された名簿です。平常時においても、避難支援等関係者に提供しており、登録者の方の所在の確認や見守りなどに活用します。
- 【災害時】の名簿
 - 登録したすべての方が記載されている名簿です。発災時に、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者を支援するために活用します。平常時は北区のみが保管しており、避難支援等関係者には提供していません。
- 秩序維持のため、警察署等と連携して、地域内の巡回を定期的に行います。

カ地区本部の運営

組織内の地区本部委員を地区本部に派遣します。

5. 地震発生時のタイムライン

だれが(どの組織が)、いつ、なにを実施するのか、発災から3日程度までの行動の目

災害発生からの目安時間 O~1時間	
	1~3時間
●地震の発生 ●再度の地震発生	
●建物等の倒壊 ●ライフラインの	停止
想定される被害等の状況 ●火災発生 ●けが人、生き埋め者	の発生
●避難の開始	●避難
施設の開錠・開設準備 ●区職員が参集、施設	を開錠し本部として使用できるよう・
地区本部の開設	●地区本部委員が参集、地区本部を
自主防災組織への	●北区や防災関係機関等から
地連絡・調整区	●被害を最小限にとどめるた
本	●被害状況や応援要請を勘案
部被害状況等の集約	
地区本部会議の開催	●自主防災組織間の情報共有
アロビュナロトマロネヘントの1年	(地区本部会議で決定した
	織の鍵受託者が参集、施設を開錠し
施設の開錠・開設準備	●避難所初動要員を中心に自主防災
避難	●施設の安全確認、避難者の受入準
所避難所の開設	
避難所の運営	
●軽可搬消防ポンプ等での初期	期消火の実施
初期消火・出火防止 ●消防団員、消防隊の	指示のもと消火活動
救出・救護活動 ●負傷者の救出、応急	救護、救護所への搬送
自 主 ****** *****************************	易所への集団避難を先導
防が避難誘導・避難所運営	●周囲
災 組 ●避難所初動要員を中	心に避難所へ人員を派遣
織 情報収集・伝達	
地区の見守り・秩序の維持	●避難行動要支援者名簿登録者の安
地区本部の運営	●地区本部委員を地区本部に派遣
●分団本部参集・班結成 ・ 活動準備	
●分団本部(建物)および機材	オの確認
●消火活動・初期消火 消 消火活動 防 ●出火防止の四	に係る自主防災組織への指示 Fびかけ
数出・救護活動 ●負傷者の救出、応急	救護、救護所への搬送
情報収集活動 ●被害状況等の情報収	集 集
●道路障害の排除等活 その他の活動	動(道路の確保)
●避難誘導	

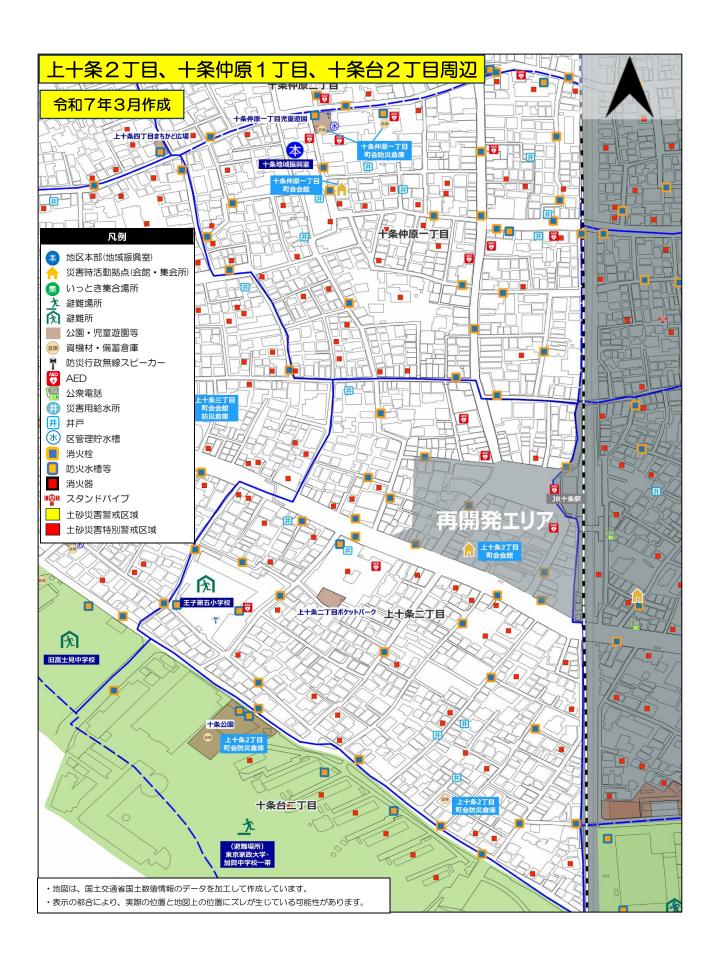
安を時系列に整理しました。

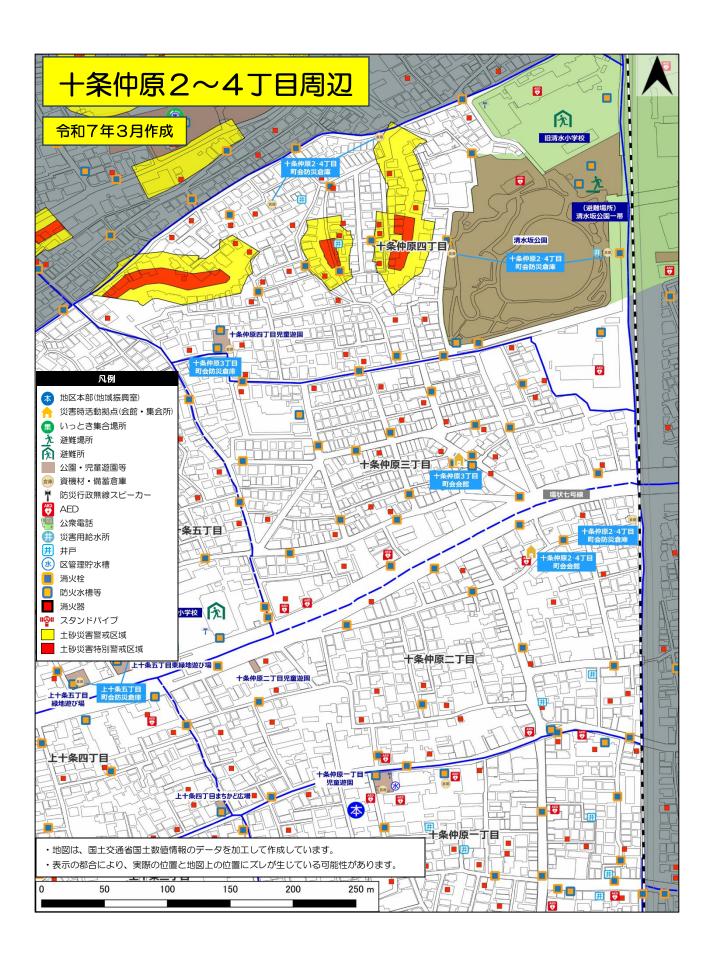
③ (公会時間	情報収集と伝達	避難生活の開始	避難生活での助け合い
単備を実施 立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告 特に情報を、情報連絡員を介して各自主助災組織に伝達 め、必要に応じて自主助災組織に対する指示を実施 し、自主助災組織関で応援体制をとれるよう調整を実施 ●各自主助災組織ので原接体制をとれるよう調整を実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と過宜共有 ●村田互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主助災組織へ伝達) 開設準備に着手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●選輯者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●選輯新管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 ●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める の安全を確認次策、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、遅難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 - ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3~6時間	6~24時間(1日)	24~72時間(3日)
単備を実施 立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告 特に情報を、情報連絡員を介して各自主助災組織に伝達 め、必要に応じて自主助災組織に対する指示を実施 し、自主助災組織関で応援体制をとれるよう調整を実施 ●各自主助災組織ので原接体制をとれるよう調整を実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と過宜共有 ●村田互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主助災組織へ伝達) 開設準備に着手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●選輯者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●選輯新管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 ●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める の安全を確認次策、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、遅難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 - ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
単備を実施 立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告 特に情報を、情報連絡員を介して各自主助災組織に伝達 め、必要に応じて自主助災組織に対する指示を実施 し、自主助災組織関で応援体制をとれるよう調整を実施 ●各自主助災組織ので原接体制をとれるよう調整を実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と過宜共有 ●村田互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主助災組織へ伝達) 開設準備に着手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●選輯者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●選輯新管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 ●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める の安全を確認次策、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、遅難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 - ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
単備を実施 立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告 特に情報を、情報連絡員を介して各自主助災組織に伝達 め、必要に応じて自主助災組織に対する指示を実施 し、自主助災組織関で応援体制をとれるよう調整を実施 ●各自主助災組織ので原接体制をとれるよう調整を実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と過宜共有 ●村田互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主助災組織へ伝達) 開設準備に着手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●選輯者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●選輯新管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 ●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める の安全を確認次策、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、遅難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 - ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ラビリー ソロウサル ナメ・イグメル・ブリ		●物料化はの土物化
立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告 得だ情報を、情報連絡員を介して各自主的災組織に伝達 め、必要に応じて自主防災組織に対する指示を実施 し、自主防災組織間で応援体制をとれるよう調整を実施 ●各自主防災組織の情報連絡員かり報告される被害状況のとりまとめを実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有 や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 の対容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達) 関設準循に著手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●避難所管理運営委員会に移行し 本格的な連営を開始 の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域上へ情報提供 西確認 ●地域内の巡回		連邦主治の開始	●避無生活の本格化
得た情報を、情報連絡員を介して各自主的災組機に伝達 め、必要に応じて自主的災組機に対する指示を実施 し、自主的災組織同で応援体制をとれるよう調整を実施 ● とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有 や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主的災組機へ伝達) 開設準備に善手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ● 避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ● 避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ● 避難所管理連営委員会に移行し本格的な運営を開始 の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ● 地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ● 地域住民へ情報提供 否確認 ● 地域内の巡回	1 113 -5 1110	生	
め、必要に応じて自主防災組織に対する指示を実施 し、自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめを実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有 や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達) 開設準備に着手 組織が参集 値、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●遊難者の施設内への受入れを開始、遊難所の開設を北区に報告 ●避難所管理連営委員会に移行し 本格的な運営を開始 ・ 出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ● 地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 「各確認 ● 地域内の巡回		· -	
●各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめを実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有 や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達) 関設準備に善手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●避難所管理運營委員会に移行し 本格的な運営を開始 の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回			
●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有 や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達) 開設準備に着手 組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●避難所管理運営委員会に移行し 本格的な運営を開始 の安全を確認次等、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、爰難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域内の巡回			
や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 内容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達) 開設準備に著手 組織が参集			
内容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達) 開設準備に着手 組織が参集 ・ 避難者が応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ・ 避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ・ 避難所管理運営委員会に移行し本格的な連営を開始 ・ 本格的な連営を開始 ・ の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ・ 地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ・ 地域住民へ情報提供 ・ 西確認 ・ 地域内の巡回			
開設準備に著手 組織が参集 (構、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●避難所の開設を北区に報告 ●避難所管理運営委員会に移行し 本格的な運営を開始 の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域内の巡回	, 10—10 Jay 10—11 D 1 JIS IM — 1 E S		
組織が参集 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●避難所管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 の安全を確認欠等、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
 備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施 ●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●避難所管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 の安全を確認次等、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回 			
 ●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告 ●避難所管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回 		: 孙桂却担从笑〉 太中如	
●選難所管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始 の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回			の問題な北京に報告
●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回	●近乗	白の心は内で、呼ばれる。	
の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認			
の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認			
の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認			
(適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回	●出火防止を呼びかけるととも	らに、出火警戒に努める	
(適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回			
(適宜、避難所へ追加の人員を派遣) ●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告 ●地域住民へ情報提供 否確認 ●地域内の巡回			
●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告●地域住民へ情報提供否確認●地域内の巡回	の安全を確認次第、避難者に自宅・避	難所への移動を案内	
●地域住民へ情報提供 一番では、 ●地域内の巡回 「は、「は、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、」では、「は、」では、」では、」では、「は、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」で	(適宜、避難所へ追加の人員を	至派遣)	
●地域住民へ情報提供 一番では、 ●地域内の巡回 「は、「は、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、「は、」では、」では、」では、「は、」では、」では、」では、「は、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」では、」で	●地域の被害状況等の情報を収集、情	報連絡員を介し地区本部へ報告	
●地域内の巡回			●地域住民へ情報提供
●地域内の巡回	否確認		
※消防団の参集基準に基づき参集・各種活動を実施する			●地域内の巡回
※消防団の参集基準に基づき参集・各種活動を実施する			
※消防団の参集基準に基づき参集・各種活動を実施する		W.W.C 42 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44	+ A+ - DT= T= 1- 1- 1-
		※消防団の参集基準に基づ	さ を き き を ま き を ま ま き ま ま ま ま ま ま ま

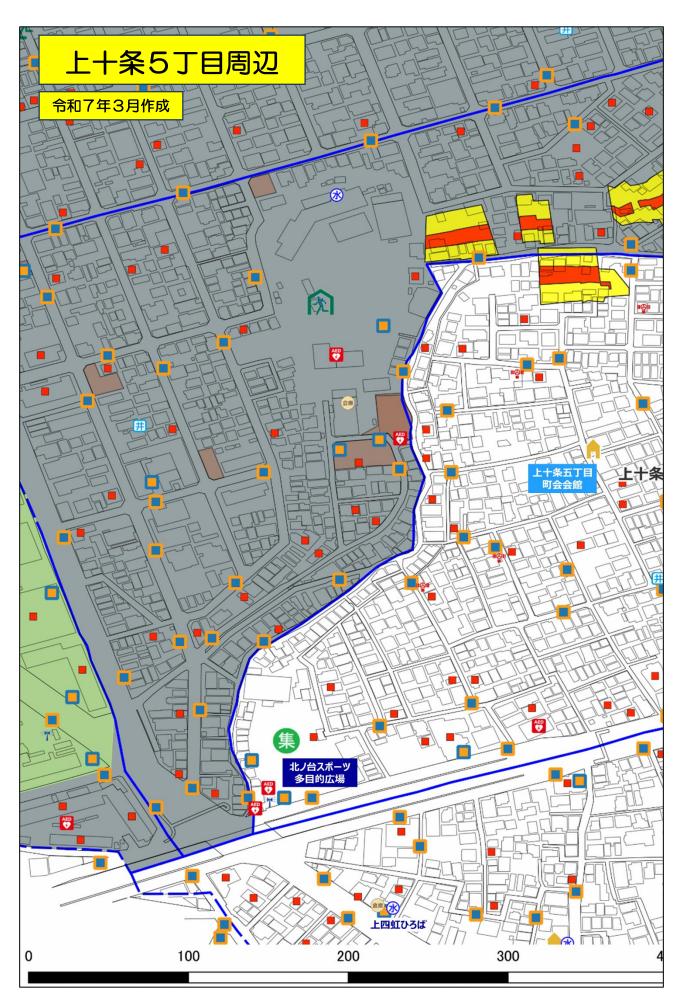
6. 防災環境図

地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、十条地区の防災資源などを示し た地図を作成しました。















7. 平常時における地域の活動

地区防災計画策定のためのワークショップでは、現在、各自主防災組織で実施している防災活動を共有するとともに、活動を行うにあたっての課題出しを行いました。また、これらの議論を踏まえ、今後、平常時から実施する地域の防災活動を整理しました。

(1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み

地震発生時のタイムラインを基に、防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組みを検討し、下表のとおり整理しました。

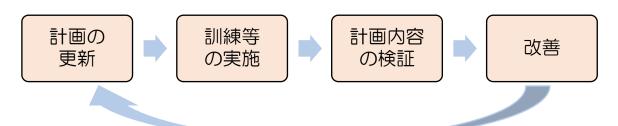
課題	必要な取組み
地区内の防災活動を	訓練参加者の減少、固定化が見られることから、若い世代を含
活性化するために	めた活動ができるよう啓発活動等を行う必要がある
初期消火•出火防止	出火防止についての啓発活動を平常時から実施しておく必要が
を行うために	ある
	自主防災組織の消火隊や地域の消防団員が不足している状況で
	あり、人員を充実させるための取組みが必要である
	スタンドパイプの放水訓練は労力がかかるところだが、実施し
	ていく必要がある
避難誘導 • 避難所運	避難場所・避難所に関する啓蒙活動を、地域のイベント等を活
営を行うために	用して、広く行っていく必要がある
	避難所の開設についての具体的な話し合いを行っていく必要が
	ある
	避難者を受け入れる際の受付方法(個人情報の保護を踏まえた
	名簿の管理方法等)を確認しておく必要がある
地区の見守り・秩序	要支援者名簿の活用方法を確認しておく必要がある
の維持を行うために	
その他	木造住宅密集地域の耐震化を促進するため、啓発活動の充実が
	必要である

(2) 平常時に行う防災活動の計画

今後、平常時から実施する防災活動を次ページの防災活動予定表に整理しました。

十条地区では、予定表に定めた防災活動を継続的に実施することで、地域の防災力の 向上を目指します。また、取組みを進めるにあたっては、本計画に定めた活動をただ繰 り返すだけではなく、適切に検証(振り返り)をすることも必要です。1年に一回程度、 地区全体で集まり、活動実績を振り返るとともに、課題の共有や計画の実効性の確認を 行いましょう。また、検証の結果を踏まえ、必要に応じて本計画の更新の検討を行いま しょう。

地区防災計画の更新の流れ



※訓練等の活動により計画の内容を検証し、改善点や変更すべき事項を 洗い出したうえで、計画を更新します。



防災活動予定表

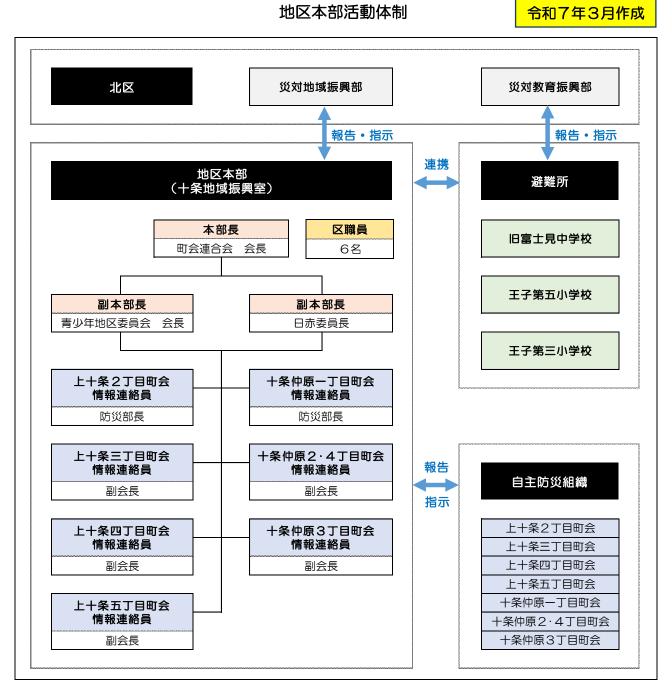
組織/時期	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
各自主防災組織での記	5動				
上十条2丁目町会	救出・避難場所への 避難誘導訓練	D級ポンプ、スタンド パイプを用いた放水 訓練	資機材・備蓄品の点検 夜警パトロール	夜警パトロール	
上十条三丁目町会	D級ポンプ、スタン ドパイプを用いた放水訓練		夜警パトロール	資機材・備蓄品の点 検 防災週間パトロール 情報交換、訓練計画	
	消火隊訓練	消火隊訓練	消火隊訓練	に関する勉強会消火隊訓練	
上十条四丁目町会	携帯トイレの備蓄に 関する啓蒙活動	救急・救命、AED使用訓練 炊き出し訓練	夜警パトロール	夜警パトロール	
上十条五丁目町会	C・D級ポンプ、ス ├条五丁目町会 タンドパイプを用い た放水訓練		C・D級ポンプ、ス タンドパイプを用い た放水訓練	C・D級ポンプ、ス タンドパイプを用い た放水訓練	
		用訓練 炊き出し訓練	夜警パトロール	夜警パトロール	
	######################################	D級ポンプおよび井 戸の確認・点検	ACD #= \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	消火隊訓練	
十条仲原一丁目町会	備蓄物資の確認・補 充	D級ポンプ・スタンドパイプを用いた放水訓練	AED、井戸、避難所への動線等の確認	炊き出し訓練	
	消火器の確認・点検	炊き出し訓練	夜警パトロール	夜警パトロール	
十条仲原2·4丁目 町会	C・D級ポンプ、スタンドパイプを用いた放水訓練 消火隊 訓練	C・D級ポンプ、スタンドパイプを用いた放水訓練 消火隊 訓練資機材の確認・点検	C・D級ポンプ、スタンドパイプを用いた放水訓練 消火隊 訓練 年末防犯・防災パトロール	C・D級ポンプ、スタンドパイプを用いた放水訓練 消火隊 訓練	
十条仲原3丁目町会	資機材の点検	D級ポンプの点検 炊き出し訓練	夜警パトロール		

組織/時期	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
地区全体での活動				
十条地区	避難所における訓練 (王子第五小学校)	避難所における訓練 (王子第三小学校)		地区で実施する運動 会にて防災に関する 啓蒙活動
	地区本部の活動訓練	合同防災訓練	避難所における訓練 (旧富士見中学校)	1年間の振り返り及
		連絡情報伝達訓練		び地区防災計画の見
		避難所への避難誘導訓練		

[※]本計画の策定にあわせて新たに実施することとした活動に、下線を記載しています。

8. 別表 地区本部 • 避難所活動体制表

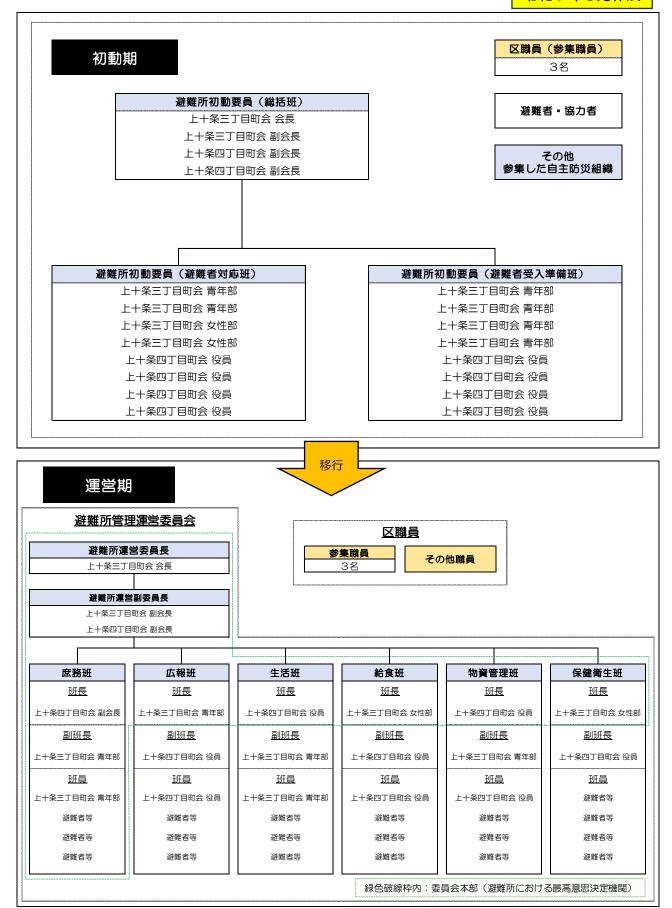
地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、地区本部および避難所の活動体制を次のとおり定めました。



[※]上記の体制を、地区本部における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合や交代の必要が生じた場合等は、代替者を設定し、活動にあたります。

避難所(旧富士見中学校)活動体制

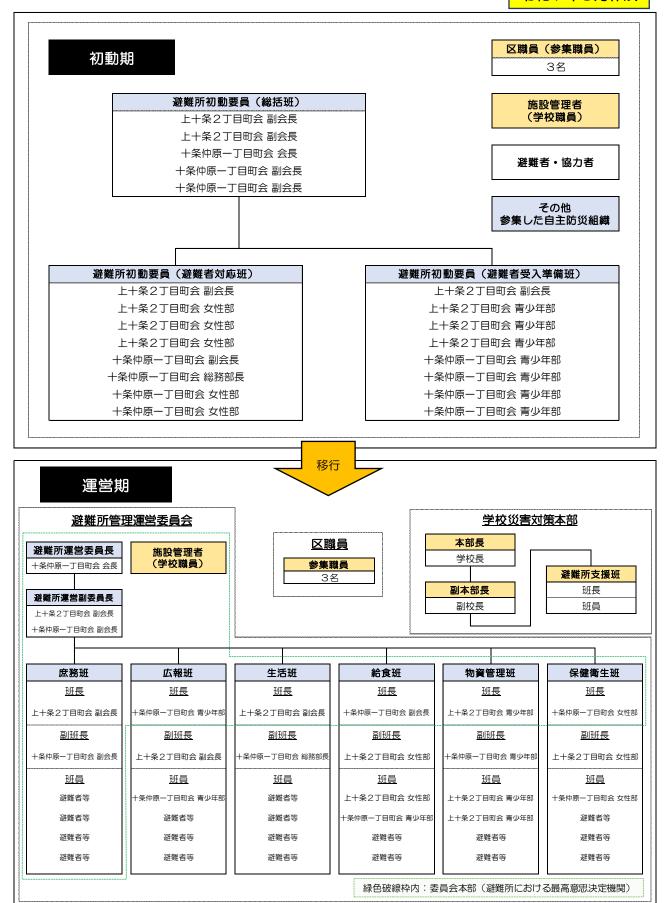
令和7年3月作成



[※]上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合 や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

避難所(王子第五小学校)活動体制

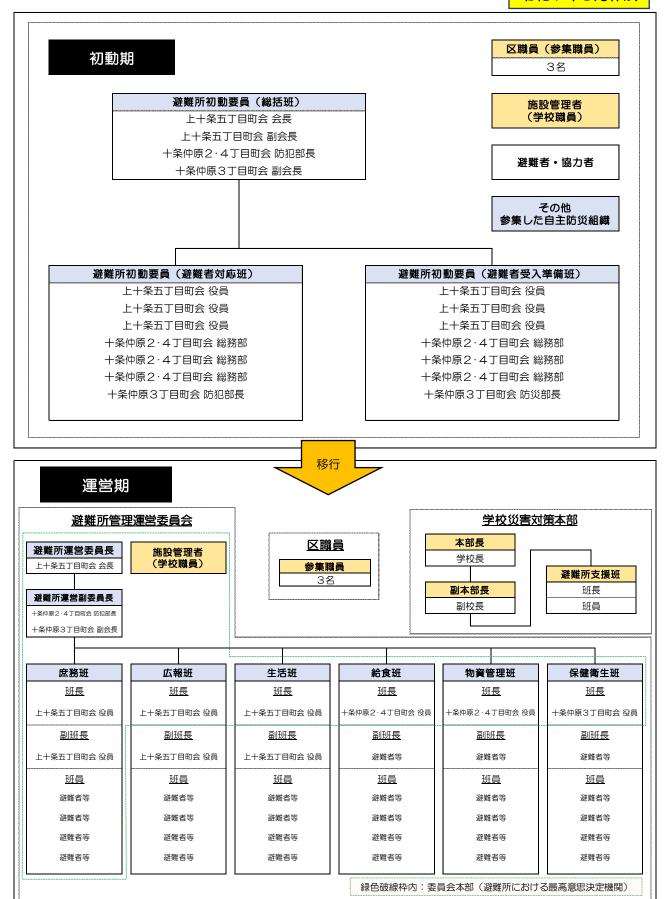
令和7年3月作成



※上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合 や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

避難所(王子第三小学校)活動体制

令和7年3月作成



※上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合 や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

各組織の連絡先一覧

組織	連絡先
地区本部	電話番号:03-3908-3532
十条地域振興室	FAX : 03-3908-3799
(十条仲原 1-20-10)	無線番号 (IP): 334 (MCA): 29
災対地域振興部	電話番号:03-5390-0092
※地区本部から北区への連絡窓口	FAX : 03-5390-0097
	無線番号 (IP): 301 (MCA): 25
避難所 王子第五小学校 (上十条 2-18-17)	電話番号:03-3907-2381 無線番号(IP):506 (MCA):51
避難所 王子第三小学校 (上十条 5-2-3)	電話番号:03-3907-2355 無線番号(IP):505 (MCA):50
災対教育振興部 ※避難所から北区への連絡窓口	電話番号: 03-3908-9279 FAX : 03-3908-1265 無線番号 (IP): 500 (MCA): 19

9. 参考資料

(参考資料)被害状況報告書

			被言	F状 涉	報告書	F				
						-			也区防災会譲	<u>£</u>
			報告	日時	報告者					
I	日	時		分		場合の				
						ŧ				
I	В	時		分		月		日	時	分
162						10.00				- 22
	方		1		番	-5	3			
建	物倒壊			火災		ز	水害		その他 ()
全壊半壊	世帯	7	全焼半焼			床上浸水床下浸水	世帯事業所世帯	۸ ۸	世帯	, ,
要救護者	有	9	無		0207533			女性		人 人)
死亡者					人(男性	人	女性		人)
氏	名		年齢	性	別		状	55	2	
				男・	女					
					女					
					女					
状況		男・	女							
				男・	女					
				男・	女					
				男・	女					
	全壊半壊	月 日 方 建物倒壊 全壊 世帯 世帯 要救護者 有	日 時 丁 方書 建物倒壊 全壊 世帯 半壊 世帯 イ で 者 で 者	程 日 日 日 日 方書 建物倒壊 全壊 世帯 人人 要 枚 様 乗 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	程告日時 日 時 分 日 日 時 分 T	報告日時 報告者 電話のな 受付息日 時 分 番	報告日時 報告者 電話の場合の 受付者 終息日時 日 時 分 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日	報告日時 報告者 報告者 電話の場合の 受付者 終息日時	報告日時 報告者 報告者	B

※出典:地区本部運営マニュアル

(参考資料)情報連絡・安否確認手段の例

北区防災アプリ

防災情報の閲覧、位置情報を用いた地図の表示、プッシュ通知、コミュニティ機能等を備えた北区公式防災アプリです。コミュニティ機能では、アプリの利用者同士でグループを作り、グループ内でメッセージのやり取りや、安否確認を行うことができます。

Google Play または App Store からダウ ンロードし、ご活用 ください。





【メッセージ機能】

【安否確認機能】

災害伝言ダイヤル 171

災害時には電話が混雑し、家族と連絡がとれないことがあります。そんなときには「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生をおこなってください。

- ※一般電話・公衆電話・携帯電話から利用できます。
- ※利用開始の時期はNTTが決定し、テレビやラジオなどを通じてお知らせします。

録音方法

再生方法

171

171

案内放送が流れます。

案内放送が流れます。

1

被災地の電話番号 ※1 または携帯電話 被災地の電話番号 ※1 または携帯電話

一般電話の場合市外局番が必要

一般電話の場合市外局番が必要

※1 連絡を取りたい被災地の一般電話地域が被災指定を受けていない場合は登録できません。携帯電話については地域に関係なく利用できます。

体験利品

毎月1日・15日 0時~24時 正月三が日(1月1日0時~1月3日24時) 防災週間(8月30日9時~9月5日17時) 防災とボランティア週間(1月15日9時~1月21日17時)

災害用伝言板 Web171等

大規模災害等が発生した時に、携帯・スマホ・パソコン等を 利用して伝言の登録・確認ができる伝言板です。

NTT東日本 https://www.web171.jp/
NTTdocomo http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
au (KDDI) http://dengon.ezweb.ne.jp/
SoftBank http://dengon.softbank.ne.jp/

登録方法

確認方法

アクセス先それぞれのガイダ ンス・メニューに従って入力 してください。 アクセス先それぞれのガイダ ンス・メニューに従って確認 してください。

1 メニューに表示される 「災害伝言板」を選択 ◆ メニューに表示される 「災害伝言板」を選択

2 「登録」を選択

2 「確認」を選択

3 [無事です] 等の状態の 選択と100字以内の コメントを入力

3 安否を確認したい人の 携帯電話番号を入力

4 「登録」を押して完了

4 「検索」を押して完了を確認

【メモ】	